

個人情報保護委員会選考採用（課長補佐級）募集要項

令和3年3月10日
個人情報保護委員会

行政や社会のデジタル化の進展に伴い、マイナンバー等の情報の活用が進み、個人情報保護という今後ますます重要性が高まる領域に関して、その安全性を担保していくことが急務となっています。民間企業等でのこれまでの経験や知見を活かしながら、国の行政機関のシステム部門という立ち位置から、マイナンバー等の情報を安心・安全に管理できるシステム構築と一緒に取り組んでくださる方を募集します。

1. 職務内容

個人情報保護委員会におけるシステム担当(プロジェクトマネージャー候補)として、例えば、以下の業務を担当することを想定

- ・システム部門のマネジメント業務（予算管理、プロジェクト推進、関係者との折衝等）
 - ・監視・監督システムの保守、運用等
 - ・情報提供ネットワークシステムのデータ分析、監視・監督
 - ・分析機能の追加開発
- 等

2. 応募資格

(1) 大学又は大学院卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員として従事した職務経験が10年以上となる者

※応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等をご提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

(2) システム開発に携わった経験、クライアントの要望に対する提案経験（要件定義及び仕様調整）及び統計やデータ分析の基本的知識がある者

※応募書類に、これらの経験を有することが分かるように記載してください。

ただし、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ. 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ハ. 日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する団体を結成し、又はこれに加入した者
- ニ. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 給与・手当

- ・給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。
- ・手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。

4. 勤務時間・休暇

- ・勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
- ・休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。
- ・ワークライフバランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等があります。

5. 採用予定数

1名

6. 採用予定時期

令和3年4月1日以降

7. 選考方法

(1) 1次選考

- ・書類選考（経歴評定）
- ・論文試験（知識、経験の有無等、今回募集するポストに必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）

(2) 2次選考

- ・面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

8. 応募方法

以下の必要書類を、郵送により、受付期間内に提出してください。

【必要書類】

① 履歴書 1通

- ・書式自由
- ・顔写真（6カ月以内に撮影したもの）を貼付
- ・職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
- ・日中確実に連絡がとれる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明記

② 小論文

志望動機及びこれまでの業務経験や知見を当委員会においてどのように活用したい（活用できる）と考えるかについて、A4用紙1～2枚程度（様式自由）で記載

【受付期間】 令和3年3月24日（水）必着

【書類提出先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階

個人情報保護委員会事務局総務課 人事係宛て

電話：03-6457-9617

9. 選考方法

書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うことが決まった方のみ、2次選考の日時等を御連絡させていただきます。

※ 応募書類は返却いたしません。

※ ご提出いただいた履歴書等の個人情報は、採用活動にのみ利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

※ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得の手続きをしていただくこととなります。